○農林水産省告示第二百五十号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百四十八条第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和四年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに令和五年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）に係る同条第二項の農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

令和三年二月八日

農林水産大臣　野上浩太郎

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険監理官及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

都道府県名	岩　手　県

収穫共済の共済目的の種類	細区分	果実の１kg当たり価額	
		価額	左欄に掲げる価額が適用となる地域
りんご	１群	１９３円	別記第１
		１６２円	別記第２
	２群	１０６円	岩手県の区域
	３群	１７５円	別記第１
		１６３円	別記第２
	４群	１５３円	別記第１
		１２８円	別記第２
	５群	１１０円	岩手県の区域
	６群	２２８円	別記第１
		１８４円	別記第２
	７群	１３９円	岩手県の区域
ぶどう	１群	４０６円	岩手県の区域
	２群	５３２円	
	３群	２８０円	
	４群	２２８円	
	５群	１，３３９円	
	６群	７００円	
	７群	２５７円	
	８群	１９６円	

別記

第　1	岩手県奥州市及び胆沢郡の区域
第　2	岩手県の区域（第１の区域を除く。）